議案第７９号

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和８年１２月２日

提出者　青梅市長　大勢待　利　明

（説明）

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体のうち、東京都六市競艇事業組合および東京都四市競艇事業組合が名称変更したため、地方自治法第２５２条の７第３項で準用する同法第２５２条の２の２第３項本文の規定にもとづき、この案を提出いたします。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように変更する。

別表中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に、「東京都四市競艇事業組合」を「東京都四市ボートレース事業組合」に改める。

附　則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。